

補綴歯科専門医認定研修機関の更新申請方法

補綴歯科専門医認定研修機関の更新申請をされる方々のためにその要点を挙げましたので、ご参照のうえご申請下さい。

・補綴歯科専門医認定研修機関(甲)(乙)の更新申請について

認定失効期日の1年前から6ヵ月前までに行う。

【申請方法】

1. 申請書類

- (1) 補綴歯科専門医認定研修機関更新申請書 (様式26)
- (2) 指導医勤務に関する施設長(責任者)の証明書 (様式27)

2. 申請料

継続料は毎年1月頃請求しております。未納がある場合は、お支払いください。

	料金	消費税	合計
認定機関継続料/年	3,636 円	364 円	4,000 円

振込先: 郵便振替口座番号: 00100-9-565193

または他行からの振込の場合、

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 565193

加入者名(口座名義): 日本補綴歯科学会認定審議会

※ 提出された申請書類および一旦納入された申請料の返却はしない。

【資格更新の認定・認定証の交付】

補綴歯科専門医資格の更新認定は、毎年4月と10月に行われる補綴歯科専門医認定小委員会を経て、補綴歯科専門医制度・認定委員会で審議、その後開催の両会(本会と日本顎咬合学会)の理事会で承認後、毎年11月頃、日本歯科専門医機構(以下、機構)の運用審査へ申請することとなる。

なお、機構で認定後、認定証が発行される。また、機構のHPの「補綴歯科専門医研修施設」一覧および日本補綴歯科学会HPに掲載される。

【補綴歯科専門医制度規則】

第9章 資格の喪失

- 第16条 専門医認定研修機関において指導医が不在となった場合には、施設の責任者は別に定める書類を専門医認定小委員会に届け出なければならない。
- 2 前1項に規定する場合においては、後任の指導医を専門医認定小委員会に申請するものとする。
 - 3 第1項に規定する指導医が不在となった場合においては、24か月を猶予期間とし、24か月を越えても後任の指導医がいない場合には、認定研修機関の資格を取り消す。後任が決まった時点で認定研修機関の資格を復する。
 - 4 猶予期間中の認定に関する事項は専門医認定小委員会の議を経て両会で認定する。

【補綴歯科専門医制度施行細則】

- 第11条 認定研修機関を更新しようとする施設の責任者は、研修機関認定更新申請書(様式 26)および指導医勤務に関する施設長の証明書(様式 27)あるいはそれに準ずるものに更新継続料を添えて専門医認定小委員会に提出しなければならない。
- 2 規則第16条1項に従い認定研修機関において指導医が不在となった場合には、施設の責任者は速やかに専門医認定小委員会に届け出なければならない(様式 22-2)。
 - 3 規則第16条4項に従い専門医認定研修機関認定取消の猶予を申請する場合には、専門医認定小委員会に書類にて申請しなければならない(様式 22-3)。
 - 4 専門医認定研修機関認定取消猶予の解除を申請する場合には、専門医認定小委員会に書類にて申請しなければならない(様式 22-4)。
 - 5 認定更新の申請時期は、第9条第3項(認定更新の申請は、認定失効期日の1年前から6か月前までに行わなければならない。)を適用する。

その他の不明な点は学会事務局にお問い合わせ下さい。

※ 住所を変更された場合は、必ず書面にて下記の本学会事務局までお知らせ下さい。